

改正案	現行
<p>一 開設指針の対象とする特定基地局の範囲に関する事項                      本開設指針の対象とする特定基地局の範囲は、無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の二十八又は第四十九条の二十九に規定する無線設備を使用する基地局及び陸上移動中継局のうち、次項に定める周波数を使用するものとする。</p> <p>二〇四（略）</p> <p>五 当該特定基地局の円滑な開設の推進に関する事項その他必要な事項</p> <p>1・2（略）</p> <p>3 開設計画の認定は、前各項、前号及び別表第二に規定する要件並びに次に掲げる事項をすべて満たしている申請の数が一又は二の場合は当該申請に対して認定するものとし、三以上の場合はそれぞれの申請について別表第三の基準により比較審査を行い、当該申請のうち当該基準への適合の度合いが高い二の申請に対して認定するものとする。なお、当該認定に係る電波法第二十七条の十三第三項の規定により公示された期間内に提出された開設計画の認定の申請については、前後なく受け付けたものとして、同等に扱い審査を行う。</p> <p>(一) 申請者が無線設備規則第四十九条の六、第四十九条の六の四、第四十九条の六の五又は第四十九条の六の六に規定する無線設備を使用する無線局（実験試験局を除く。以下同じ。）の免許を取得している者（以下「第三世代移動通信事業者」という。）ではないこと。</p> <p>(二)〇五（略）</p> <p>4（略）</p>	<p>一 開設指針の対象とする特定基地局の範囲に関する事項                      本開設指針の対象とする特定基地局の範囲は、無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の二十八、第四十九条の二十九又は第四十九条の三十に規定する無線設備を使用する基地局及び陸上移動中継局のうち、次項に定める周波数を使用するものとする。</p> <p>二〇四（略）</p> <p>五 当該特定基地局の円滑な開設の推進に関する事項その他必要な事項</p> <p>1・2（略）</p> <p>3 開設計画の認定は、前各項、前号及び別表第二に規定する要件並びに次に掲げる事項をすべて満たしている申請の数が一又は二の場合は当該申請に対して認定するものとし、三以上の場合はそれぞれの申請について別表第三の基準により比較審査を行い、当該申請のうち当該基準への適合の度合いが高い二の申請に対して認定するものとする。なお、当該認定に係る電波法第二十七条の十三第三項の規定により公示された期間内に提出された開設計画の認定の申請については、前後なく受け付けたものとして、同等に扱い審査を行う。</p> <p>(一) 申請者が無線設備規則第四十九条の六、第四十九条の六の三、第四十九条の六の四、第四十九条の六の五又は第四十九条の六の六に規定する無線設備を使用する無線局（実験試験局を除く。以下同じ。）の免許を取得している者（以下「第三世代移動通信事業者」という。）ではないこと。</p> <p>(二)〇五（略）</p> <p>4（略）</p>